



宮 崎 県 公 報

令和4年1月13日(木曜日) 第 271 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

目 次	頁
告 示	
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定…………… (障がい福祉課) 1	
○民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 1	
○保安林の指定施業要件の変更予定…………… (“) 1	
○道路の区域の変更 (4 件) …………… (道路保全課) 2	
○道路の供用の開始 (4 件) …………… (“) 2	
○道路の占用を制限する区域の指定…………… (“) 3	
公 告	
○建築基準法に基づく道路の位置の指定 (2 件) (建築住宅課) 3	
○林業用種苗生産事業者講習会の開催…………… (森林経営課) 4	
○地図及び簿冊の認証…………… (農村計画課) 4	
○土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 4	
○家畜人工授精講習会修業試験の合格者…………… (家畜防疫対策課) 4	
○公共測量の実施の通知…………… (管理課) 5	
正 誤	
○令和3年2月15日付け県公報 (第 180号) 中…………… 5	

告 示

宮崎県告示第19号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第 283号)第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和4年1月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名 称	所在地		
上田 晃史	医療法人 明和会 宮 田眼科病院	都城市	眼科	令和4年1 月1日
長井 賢次郎	医療法人 えびのセン トロクリニ ック	えびの 市	呼吸器内 科・内科	令和4年1 月1日
岩佐 一真	医療法人社 団 橋会 橋病院	都城市	整形外科	令和4年1 月1日
星子 新理	串間市民病 院	串間市	内科	令和4年1 月1日
新地 洋之	医療法人 倫生会 三 州病院	都城市	外科・消 化器外科	令和4年1 月1日

宮崎県告示第20号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和4年1月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町大藤字中ノ迫北乙1118・字中ノ迫東乙1176(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第21号

森林法(昭和26年法律第 249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和4年1月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 日南市北郷町大藤字中ノ迫北乙1118・字中ノ迫東乙1176(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第22号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和4年1月13日から同年同月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年1月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
17	県道	南保宮崎線	東諸県郡綾町大字南俣字寺地5725番3地先から同郡同町同大字同字5724番1地先まで	旧	12.5~15.0	33.3
				新	17.8~20.6	33.3

宮崎県告示第23号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和4年1月13日から同年同月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年1月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
28	県道	日南高岡線	宮崎市高岡町上倉永字山田967番1地先から同市同町上倉永同字966番23地先まで	旧	17.0~23.4	40.6
				新	17.0~32.9	40.6

宮崎県告示第24号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和4年1月13日から同年同月27日まで宮崎

県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年1月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
40	県道	都農綾線	東諸県郡国富町大字深年字横内5309番3地先から同郡同町大字須志田字田中2896番2地先まで	旧	17.1~22.8	85.0
				新	19.3~32.5	85.0

宮崎県告示第25号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和4年1月13日から同年同月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年1月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
40	県道	都農綾線	東諸県郡国富町大字深年字中畑3267番2地先から同郡同町同大字同字3267番2地先まで	旧	11.6~35.6	46.1
				新	14.4~42.5	46.1

宮崎県告示第26号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和4年1月13日から同年同月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年1月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
28	県道	日南高岡線	宮崎市高岡町上倉永字山田967番1地先から	令和4年1月13日

			同市同町上 倉永同字 9 66番23地先 まで		令和4年1月13日 宮崎県知事 河野俊嗣
--	--	--	----------------------------------	--	-------------------------

宮崎県告示第27号
道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
なお、関係図面は、令和4年1月13日から同年同月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和4年1月13日
宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
40	県道	都農綾 線	東諸県郡国 富町大字深 年字横内53 09番3地先 から同郡同 町大字須志 田字田中28 96番2地先 まで	令和4年1月13日

宮崎県告示第28号
道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
なお、関係図面は、令和4年1月13日から同年同月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和4年1月13日
宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
40	県道	都農綾 線	東諸県郡国 富町大字深 年字中畑32 67番2地先 から同郡同 町同大字同 字3267番2 地先まで	令和4年1月13日

宮崎県告示第29号
道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
なお、関係図面は、令和4年1月13日から同年同月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(高鋼) 2021- 2	特定非営 利活動法 人ハッピー	児湯郡新富町大字 日置字今別府1641 番23、1641番24、	4.00	34.00	令和3 年12月 23日

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
355	県道	旭村木 脇線	東諸県郡国 富町大字本 庄字上ノ丸 10489番12 地先から同 郡同町大字 三名字加藍 尾1815番1 地先まで	令和4年1月13日

宮崎県告示第30号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占有を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和4年1月13日から同年同月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年1月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占有を制限する区域

道路の種類	路線名	占有を制限する区域
県道	日南高岡 線	宮崎市高岡町上倉永字山田 967番1地 先から同市同町上倉永同字 966番23地 先まで

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占有の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占有の制限の開始の期日

令和4年1月28日

宮崎県告示第31号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和4年1月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(高鋼) 2021- 2	特定非営 利活動法 人ハッピー	児湯郡新富町大字 日置字今別府1641 番23、1641番24、	4.00	34.00	令和3 年12月 23日

ーデイズ 理事清岩 男	1641番24地先里道 の一部			
-------------------	--------------------	--	--	--

宮崎県告示第32号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和 4 年 1 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(高鍋) 2021- 3	有限会社 アーネス ホーム取 締役藤田 優雄	児湯郡高鍋町大字 北高鍋字道具小路 1278番 3	5.00	32.72	令和 3 年 12 月 28 日

公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第 1 項の規定により、生産事業者講習会を次のとおり開催する。

令和 4 年 1 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 開催の日時
令和 4 年 2 月 22 日（火曜日）及び令和 4 年 2 月 25 日（金曜日）
午前 9 時から午後 5 時まで
- 開催の場所
(1) 令和 4 年 2 月 22 日（火曜日）
宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 宮崎県庁附属棟 301 号室
(2) 令和 4 年 2 月 25 日（金曜日）
東臼杵郡美郷町西郷田代 1561-1 宮崎県林業技術センター
- 受講申込受付期間
令和 4 年 1 月 11 日（火曜日）から令和 4 年 2 月 10 日（木曜日）
まで
- 受講申込書の提出先
宮崎県環境森林部森林経営課森林整備担当
- 受講手数料
14,000円（宮崎県収入証紙により納付すること。）
- その他
(1) 受講申込書は、西臼杵支庁又は最寄りの各農林振興局で交付する。
(2) 詳細については、西臼杵支庁又は最寄りの各農林振興局の林務課若しくは宮崎県環境森林部森林経営課（電話0985（26）7158）に問い合わせること。

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和 4 年 1 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 地籍調査を行った者の名称

- 五ヶ瀬町
- 地籍調査を行った期間
令和元年 6 月 1 日から令和 3 年 3 月 17 日まで
- 地籍調査を行った地域
五ヶ瀬町大字鞍岡の一部
- 認証年月日
令和 4 年 1 月 5 日

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、三川内土地改良区（延岡市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 4 年 1 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	甲 斐 棋 愨	延岡市北浦町三川内 172 番地
理 事	藤 田 一 八	延岡市北浦町三川内 3253 番地
理 事	山 本 光 公	延岡市北浦町三川内 797 番地
理 事	甲 斐 定 行	延岡市北浦町三川内 3358 番地 6
理 事	大 野 繁 明	延岡市北浦町三川内 4562 番地
監 事	兒 玉 寛 治	延岡市北浦町三川内 1812 番地
監 事	甲 斐 拓 博	延岡市北浦町三川内 1400 番地

（任期：令和 6 年 8 月 20 日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	小 野 尚 吾	延岡市北浦町三川内 1820 番地 1
理 事	川 野 順 三	延岡市北浦町三川内 5720 番地 2
理 事	梅 田 和 良	延岡市北浦町三川内 4450 番地
理 事	猪 股 歳 行	延岡市北浦町三川内 4022 番地 2
理 事	日 吉 健 兒	延岡市北浦町三川内 136 番地
監 事	吉 田 純 善	延岡市北浦町三川内 389 番地
監 事	甲 斐 量 一	延岡市北浦町三川内 4258 番地

令和 3 年 10 月 18 日から 11 月 19 日まで開催した家畜人工授精に関する講習会の修業試験の合格者は、次の受講番号のとおりである。

令和 4 年 1 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 2 3 4 5 6 7 8 9 11 13 14 15 17 18
19

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、宮崎市長から次のとおり通知があった。

令和4年1月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量（MMSによる画像データ・レーザ点群データ計測）

2 作業地域

宮崎市の一部（上田島、瓜生野、東上那珂、下那珂、松小路、下田島、島之内、波島、錦町、大塚町、吾妻町、城ヶ崎、本郷北方、本郷南方、中野、加納、今泉、青島西、田野町、小山田、倉永、内山、富吉）

3 作業期間

令和3年10月29日から令和4年3月18日まで

正 誤

令和3年2月15日付け県公報（第 180号）中

ページ	段	行	誤	正
1	右	18	令和3年2月15日から同年3月1日まで	令和4年1月13日から同年同月27日まで
		26	児湯郡木城町大字石河内尾鈴国有林 245林班わ小班から同郡同町同大字尾鈴国有林 245林班わ小班まで	児湯郡木城町大字石河内尾鈴国有林 245林班る2小班から同郡同町同大字尾鈴国有林 245林班る2小班まで

--	--